

ニフティ株式会社における リーチサイトへの対応について

2017年6月30日

(一社)テレコムサービス協会
サービス倫理委員会 委員長 丸橋 透

 社団法人 テレコムサービス協会
TELECOM SERVICES ASSOCIATION

0. はじめに

当委員会は、プロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示又は送信防止措置を求める訴訟又は任意の請求について、会員各社の統計情報を有しておりません。

そこで、本日は、当委員会の会員であるニフティ株式会社(以下「ニフティ」)におけるリーチサイト対応の実務、事例及び意見等をご紹介します。

ニフティは、インターネット接続プロバイダ(ISP)として、インターネット接続サービスやブログ等のCGMサービスを提供しています。

1. 実務①

著作権関係ガイドラインにおけるリーチサイトの位置付け

- 当協会が構成員となっている**プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会**が策定している「著作権関係ガイドライン 第2版(平成15年11月)」は、リーチサイトを想定していません。したがって、リーチサイトにデッドコピーへのリンクが掲載されており、リンク先でデッドコピーを実際に送信可能化している場合であっても、当該リーチサイトに同ガイドラインに基づいて送信防止措置を講じることは困難です。
http://www2.telesa.or.jp/consortium/provider/pdf/provider_031111_1.pdf
- もちろん、著作権管理団体が信頼性確認団体として登録し、信頼性確認団体としてプロバイダに対してデッドコピーそのものへの送信防止措置請求をすれば、現行法のままでも、デッドコピーをホスティングしているサイト開設者への照会なしに、送信防止措置を講じることが可能な場合はあるかもしれません。
- 著作権ガイドラインに基づきリーチサイトの任意の送信防止を実現するには、著作権関係ガイドラインの改訂以前に、どのようなリーチサイトの違法性が容易に判断できるかについてのプロバイダと権利者団体のコンセンサスが必要になります。

1. 実務②

任意での請求

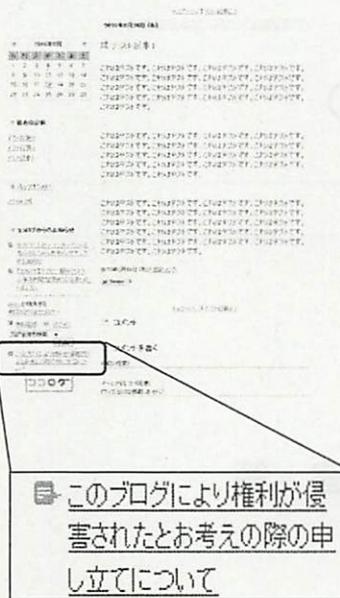
- **プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会**が提供する書式を使用した書面での請求を郵送で受け付けています。
- 請求がニフティに到着後、ガイドラインで定める本人性確認等の形式要件を確認したことをもって、受付が完了します。
- 送信防止措置については、書面での受付の他に、ウェブ上のサポートページに設置する通報フォーム(情報流通により権利が侵害された場合の申し立て)からも受け付け、公職選挙法に係る場合(ネット選挙)や私事性的画像(リベンジポルノ)の通報にも対応しています。
- また、青少年インターネット環境整備法の「青少年有害情報」又は法令に違反し若しくは違反するおそれのある情報があった場合の通報を受け付けるために、ニフティでは、ブログ内に(メールアドレス又はメールフォーム)による連絡先明示を義務付けています。

※通報フォーム、リンクは次ページを参照してください。

1. 実務③

ブログ内に設置している 通報フォームへのリンク

ブログ内



通報フォーム

入力情報は、①本人との関係②対象となるサービス③侵害された権利④権利侵害情報の特定⑤ネット上に証拠がある場合、当該サイトのURL

@nifty 会員サポート メールでのお問い合わせ

SPアクセス

申し立て内容の入力(個人の権利が侵害された場合)

情報流通により権利が侵害された場合の申し立て

このフォームは、niftyのサービス(ホームページ、ブログサービスなど)を利用して当該サービスの利用者により発生された情報により、ご自身の権利が侵害されたとお考えの方が当該情報削除の申し立てを行うための窓口です。STEP1からSTEP4まで入力してください。STEP5は、リベンジボルト(私事性的誹謗虚言情報)の削除の申し出も、このフォームからお願いします。

なお、「公衆の権益等」に係る特別に定める、選挙運動の期間中に頒布された文書票面に係る情報により公衆の権益、権益等が侵害された場合の申し立ては、別途「公衆の権益等」の侵害が侵害された場合の申し出よりお願いします。

・公衆の権益等の侵害が侵害された場合の申し出

ご注意事項

申し立ては以下のことをご確認ください。

権利者本人の氏名、連絡先をご記入ください

Q1 氏名

Q2 郵便番号

Q3 住所

Q4 電話番号

必須項目

侵害されたとお考えの権利を選択してください。

名誉
 プライバシー
 著作権
 肖像権
 肖像権(パブリシティ権を含む)

戻る 次へ

権利侵害にあたるお考えの内容をご記入ください。

Q6 権利侵害にあたるお考えの情報が掲載されている当該サービスのアドレス

Q7 権利侵害にあたるお考えの画像(文章や画像など)

Q8 名誉毀損、または、プライバシー侵害にあたるお考えの根拠

* 具体的な「氏名」が投稿されました「プライバシー侵害です」といった記載は根拠とはなりません。
* ご連絡がリベンジボルトの削除を請求される場合は、撮影対象者との関係性をご記載ください。

1. 実務④

請求・依頼の受付後

- 発信者情報開示請求の場合、発信者情報開示関係ガイドラインに則り、対応しています。
- 送信防止措置依頼の場合、著作権関係ガイドライン/名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン等に則り対応し、送信防止措置が相当と判断した場合は、当該措置を講じています。その判断に至らない場合でも、会員規約に基づき、中間的な措置を講ずる場合があります。

会員規約

第33条(会員規約違反等への対処)

1. ニフティは、会員が会員規約に違反した場合もしくはそのおそれのある場合、会員による@niftyサービスの利用に関してニフティにクレーム・請求等が寄せられ、かつニフティが必要と認めた場合、又はその他の理由でニフティが必要と判断した場合は、当該会員に対し、以下のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1) 会員規約に違反する行為又はそのおそれのある行為を止めること、及び同様の行為を繰り返さないことを要求します。
- (2) ニフティに寄せられたクレーム・請求等の内容もしくはそれが掲載されているWebサイトのインターネット上の位置情報その他当該内容を知る方法を適切な方法でインターネット上に表示すること、又はクレーム・請求等の解消のための当事者間の協議(裁判外紛争解決手続きを含みます。)を行うことを要求します。
- (3) 会員が発信又は表示する情報を削除することを要求します。
- (4) 会員が発信又は表示する情報の全部もしくは一部を削除し、又は閲覧できない状態に置きます。
- (5) IDの使用を一時停止とし、又は強制退会処分(会員契約の解約を意味し、以下同様とします。)とします。

1. 実務⑤

2016年度の対応件数

- 訴訟・仮処分：17件
- 任意の請求：382件
（ガイドライン書式 119件、通報フォーム 263件）

- 合計：399件
（発信者情報開示 47件、送信防止措置 352件）

399件の請求・依頼の根拠の内訳

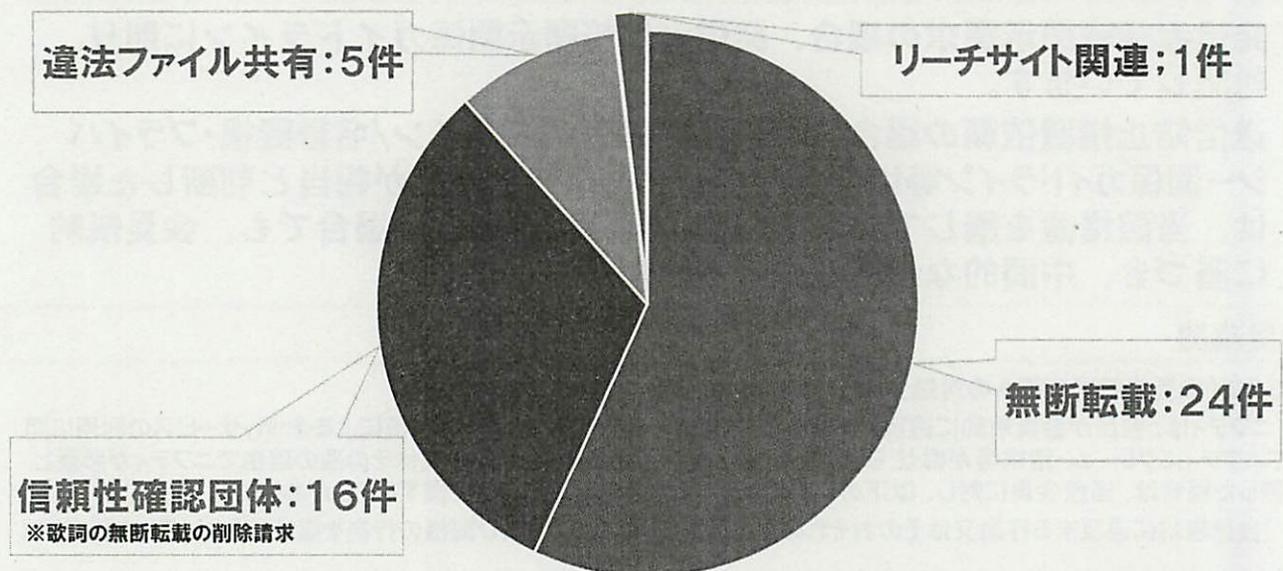
- 著作権侵害：46件（約11.52%）

- それ以外（※）：353件（約88.48%）

※名誉毀損、プライバシー侵害、業務妨害、肖像権侵害 等

1. 実務⑥

著作権侵害を根拠とする46件の具体的な行為態様の内訳



リーチサイトを根拠とする請求・依頼は399件中1件のみ(約0.25%)であり、ニフティの実務上は「ない」に等しいものです。なお、その傾向は直近数年間で変動ありません。

2. 事例 — 『君の名は』のダウンロード方法 —

海賊版アニメサイトから『君の名は。』のダウンロード方法を紹介するブログ記事

<内容>

『君の名は』の製作委員会の一社から、通報フォームを通じて、海賊版アニメサイトから『君の名は。』のダウンロード方法を紹介するブログ記事の削除請求を受けた。なお、当該記事は、海賊版アニメサイトからiPhoneでダウンロードするための技術的な手順を解説するのみで、当該海賊版アニメサイトにおける『君の名は。』が掲載されている具体的なページへのリンクは掲載されていなかった。

<対応>

ブログ開設者に対し、請求内容を伝え、7日以内に見直しを行うよう要求。ブログ開設者が期限内に何らの対応も行わなかったため、会員規約違反として当該記事の送信防止措置を行った。

<サイトの性質>

リーチサイトではなく、ダウンローダーアプリのアフィリエイト記事。

2. 事例 — 『君の名は。』のダウンロード方法 — (画面)

2016年10月10日(月)



iPhoneで[]から君の名はダウンロードする方法お届け

元リンク: [https://\[\]](https://[])

[]とは、日本で2000年以降に放送された殆ど全てのアニメ番組を最大1080Pの高解像度ビデオで無料配信をしている海賊版アニメサイトだ。専門的なアニメサイトとして、放送終了のアニメも放送中の新番組もほぼ全部見れるので、日本でもすごく人気があって、利用者がだんだん多くなってきた。[]は[]

[]などと同じ、アニメサイトだが、サイトデザイン、視聴方法の多様さ、検索機能の良さ、操作性の良さ、どれを取っても[]のほうが最高だと思う。

とくに、最新海賊版最新の監督作品——『君の名は。』は2016年8月26日から開始されと凄まじい大ヒットで、もう一度見たいと思う人が多い。

[]から君の名はダウンロードしたいと思うが、どんな方法があるか？」

と上記のような質問出すユーザーが決して少なくない。

また、モバイル版の[]も存在していて、4種類ほどの画質から選択して再生できるので、iPhoneで

[]ダウンロードして、いつでもどこでも君の名はとかいうアニメを見たいと思う方も多い。

ということで、本文では[]から君の名はダウンロードする方法を紹介したいと思う。ぜひ最後まで目を通してください。

合わせて読む: パソコンで[] 動画ダウンロード方法

3. 意見①

リーチサイトへの対応は現行法で十分可能

実務⑥で述べたとおり、ニフティの実務上、リーチサイトに相当するブログ記事等への対応依頼はないに等しいものです。また、事例を紹介したとおり、リーチサイトに相当するブログ記事や、ダウンロード関連ツールへの誘導記事等への対応依頼を受けた場合は、会員規約に則り、送信防止措置を講じています。したがって、現時点で、リーチサイトについて、現行法での対応以外に、追加的な対応を行う必要性は少ないと考えます。

仮にリーチサイトについて追加的な対応を行い、リーチサイトに相当するブログ記事等を迅速に削除できるようにしたとしても、ブログは無料で簡単に立ち上げられるため、結局は削除のいたちごっこになるだけで、海賊版被害対策の実効性は低いと考えます。

リーチサイトの定義次第ではありますが、リンクを含む記事が著作権侵害になり得るとなると、ユーザーに少なからず萎縮効果が生じ、表現の自由が損なわれるおそれがあると考えます。

3. 意見②

パッチワーク的対応ではなく間接侵害一般の議論を

ブログやSNS等、CGMサービスその他WEBサービスを提供する事業者としては、パッチワーク的にリーチサイトに対応するよりも、間接侵害一般についての議論を深めていただくことを希望します。

CGMサービス等のWEBサービスのユーザーが直接的な著作権侵害を行った場合に、どのような要件でサービス提供事業者に差止めが認められる(規範的に侵害主体とされる)のかが明確になれば、事業者は、ユーザ参加型のWEBサービスのリスクを予見でき、当該リスクを考慮して設計・開発・提供できるようになります。その結果、イノベーションが加速すると考えます。

3. 意見③

悪質な違法アップロードサイトを直接取り締まるべき

実効性ある海賊版被害対策としては、悪質な違法アップロードサイト自体にダメージを与える方策を考えるべきであると考えます。

第一に、現行法上取り得る民事上、刑事上の手段を駆使して、悪質な違法アップロードサイトおよび違法アップロードを行う者を直接取り締まるべきであると考えます。その際、悪質な違法アップロードサイトはサーバーが海外にある場合が多いと考えますが、たとえば、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)が運営する自動コンテンツ監視・削除センターは削除率が非常に高いようですので、同センターを活用するのが効果的ではないかと考えます。

第二に、悪質な違法アップロードサイトの収入源である広告収益を絶つ方策を検討すべきと考えます。インターネット広告事業者の業界団体を通じて、悪質な違法アップロードサイトに広告を出稿するアドネットワークを自主規制することが効果的ではないかと考えます。